

議案第六十四号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年四月二十三日

三朝町長 松村喬成



昭和五拾壹年四月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改める。

第二条及び第九条中「十二万円」を「十五万円」に改める。

第四条中「百分の三十七」を「百分の三十五」に改める。

第五条中「五千七百元」を「六千八百元」に改める。

第五条の二中「七千二百円」を「八千六百元」に改める。

第十条の二第一号中「二千六百四十円」を「三千四百二十円」に、「三千四百二十円」を「四千三百二十円」に改め、同条第二項中「十三万円」を「十四万円」に、「千七百六十円」を「二千二百八十円」に、「二千二百八十円」を「二千八百八十円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。